

第 2 回

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 会議録

(平成14年6月22日)

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町
合併協議会事務局

第2回 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 会議録

日 時 平成14年6月22日(土曜日) 午後1時30分～午後4時05分

場 所 徳山市 遠石会館

議事日程

(議案)

- 第14号 合併協定項目6「議会議員の定数及び任期の取扱い」
- 第15号 合併協定項目7「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」
- 第16号 合併協定項目9「一般職の職員の身分の取扱い」
- 第17号 合併協定項目10「特別職の職員の身分の取扱い」
- 第18号 合併協定項目15「公共的団体等の取扱い」
- 第19号 合併協定項目17「町・字名の取扱い」
- 第20号 合併協定項目18「慣行の取扱い」
- 第21号 合併協定項目20「地域審議会」

(その他)

出席委員(会長含む)(41名)

会 長 河 村 和 登

委 員	吉 村 徳 昌	藤 井 康 弘	林 重 男	村 川 哲 夫
	大 田 良 充	和 田 明 信	清 永 一 彦	田 崎 義 雄
	岡 林 久 熊	吉 平 龍 司	山 下 波 留 子	福 田 孝 志
	田 村 勇 一	宮 崎 進	末 次 雅 文	兼 石 慧 子
	兼 重 元	中 村 秀 昭	黒 神 公 直	廣 本 武 生
	渡 辺 輝 明	福 田 文 治	志 賀 武 男	西 村 上 一
	上 田 悟	児 玉 研 一	今 井 和 代	住 田 宗 士
	松 永 正 之	田 中 泰 典	藤 村 周 介	津 田 孝 道
	石 川 光 生	中 津 井 求	三 浦 義 孝	吉 松 敬 格
	宗 東 博 昭	一 原 英 樹	角 田 美 彌 子	土 井 公 夫

欠席委員(5名)

倉 住 栄	青 木 孝 二	徳 本 豊	原 田 聡
岡 田 実			

〔午後 1 時 3 0 分開会〕

（事務局）

定刻となりましたので、ただ今から第 2 回徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会を開催いたします。

まず、開会に当たりまして、河村会長がごあいさつを申し上げます。

（河村和登会長）

開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は皆さん方それぞれ大変お忙しい中を第 2 回目の 2 市 2 町の法定協に御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

今梅雨に入っておるわけでありまして、ことしはいいお天気が続きまして、水の心配が出てくるのではないかなと、そんな思いでおるわけでありまして。

先日の 6 月 8 日に、第 1 回目の法定協を開催させていただきました。35 項目を議案として提案させていただきましたけれども、法定協で協議することにつきまして、皆さんの御同意をいただきました。また、6 項目につきまして、既に議決をいただいたわけでありまして、その中身につきましては、既に御存じのように、特に来年の 4 月 21 日に新市を誕生さすということで、それに向かっての電算等の準備につきまして、今 6 月の議会の中で議論をいただいておりますことを心から感謝申し上げ、2 市 2 町とも御議決がいただけるように祈っているところであります。

ところで、きょう皆さん方にお示しをいたしております議案につきましては、第 14 号から 21 号まで、今から皆さん方のいろいろと御意見をいただくようになろうかと思っておりますけれども、前回と同様に遠慮なく活発な御議論、御意見をいただきまして、御審議をお願いしたいと考えております。

そして、この前のこの協議会のときにも新南陽の議長さんですか、御指摘がありましたけれども、みんなで真剣に審議して、しっかり協議せよと、あわせてこの法定協の日程についても、この月も 2 回やらせていただきますし、来月も予定しておりますけれども、日程をしっかりと市民、町民に示しながら、それから中身もしっかり取り組んでいこうという御指摘もございましたことから、また後ほど皆さん方に、この法定協の今後の日程につきましてもお示しをしたいと、このように考えております。

以上、協議会を開催するに当たりまして、ごあいさつとさせていただきますけれども、きょうも皆さん方の活発な御意見をいただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

（事務局）

それでは、早速議事に入りたいと思っておりますけれども、本協議会の議長は規約により会長が務めることとなっておりますので、これからの議事の進行は会長をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

（河村和登議長）

それでは、早速でございますけれども、お手元に議案書を差し上げているかと思いますが、その議案に沿って会議を進めさせていただきたいと思っております。

その前に、本日の会議録署名委員につきまして、私の方から指名をさせていただきます。徳山市の黒神委員さん、新南陽市の兼重委員さん、熊毛町の児玉委員さん、鹿野町の一原委員さんとさせていただきます。皆様方にはよろしく願いを申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、議案第 14 号合併協定項目 6 でございます。「議会議

員の定数及び任期の取扱い」についてを議題とさせていただきます。

まず、事務局の方から説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、議案第14号合併協定項目6「議会議員の定数及び任期の取扱い」について御説明申し上げます。議案等関係資料2ページをご覧くださいと思っております。

「議会議員の定数及び任期の取扱い」については、合併により2市2町の議会議員は、原則的にすべてその身分を失うこととなりますことから、公職選挙法第33条第3項の規定により新市設置の日から50日以内に選挙を行うか、あるいは合併後の一定期間は定数または在任に関する特例措置を適用するかなどについて協議を行うものであります。

さきの3市2町合併協議会におきましては、小委員会への付託として、小委員会で慎重な審議が行われたところでございます。その小委員会の意見として、合併時の議員が新市の基礎づくりに責任を持って取り組む必要があるとする意見が多く出され、審議の結果、市町村の合併の特例に関する法律第7条に定める「2年間の在任特例を適用すること」とし、3市2町合併協議会では、その報告をもとに、大方の賛同をもって小委員会での調整結果どおり決定したものでございます。

今回の議案の内容は、こうした3市2町合併協議会で十分協議された調整結果を引き継ぎ、「2市2町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する」といたしております。

議案等関係資料を1ページに、3市2町合併協議会の協議概要、それから3、4ページに関係法令等を掲載しておりますので、御参照いただけたらと思っております。

なお、本議案の提出に先立ちましては、6月17日に幹事会を開催いたしました。特に意見もなく、原案のとおり御承認をいただいておりますので、御報告させていただきます。

以上、よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

(河村和登議長)

事務局の方から議案第14号につきまして今御説明申し上げましたけれども、これから委員の皆さん方の御意見、御質問を受けたいと思います。はい、どうぞ。

(藤井康弘委員)

前回のときも、議会選出委員の発言が多過ぎるというような話もあったんですけれども、議会選出委員の場合、後、合併の議決をする機関であるという、構成員であるということと、それからこの在任特例が適用されれば、2年間は責任を持って新市の基礎づくりをやらなければならないということで、そういう責任が職務として、合併協の委員として出ているという点もありますし、徳山市議会の場合、合併調査特別委員会を事前事後に開いて、委員の意見を集約して出ているということもありますので、大変申しわけございませんが、多少時間をいただきたいと思っております。

この議案第14号については、少数意見としては合併の目的である経費節減と矛盾する、あるいは地域審議会を設置するのであれば、それとの役割が重複するのではないかというような少数意見もあったんですけれども、大多数の意見は、合併すれば2年という短期スパンではなく、例えば10年と言えば、2市2町の議員が今の82人が34名に減るということで、約17億円の節減になると、合併のいわゆる行革目的に十分そぐう話であるし、また、地域審議会は行政の附属機関という性格を持っており、それに対して議会は行政部とは独立したチェック機関であるということで、その地位とか権能が全く異なるので、地域審議会の設置と議員の在任特例をリンクして考えるのは間違いであるというような意見が出まして、基本的に3市2町の協議を最大限尊重するという基本方針もありますので、在任特例を十分に活用して、責任

を持って新市の基礎づくりをすべきであるということで、大多数の意見が賛成という意見でした。

以上です。

(河村和登議長)

ありがとうございました。はい、どうぞ。田中委員さん。

(田中泰典委員)

私は今の御意見と若干異にいたしますが、本来この2年間の特例の期間残られる議員の任務というのは、旧市旧町の業務の調整というのが主たる任務というふうに言われています。しかし、私たちは考えてみますと、この任務は本来この協議会が行うべき任務だというふうに私は理解いたします。したがって、合併の期日までに十分詰め合う必要があるのではないかと。そういたしますと、議員が2年間残るという必要はなくなり、50日以内の選挙という形で新しい市が発足するということについて私主張いたしたいと思いますが、今までの議論の中ではそういう議論はなされなかったのかどうか。

(河村和登議長)

このことについて、いろいろの方から御意見をいただきながら煮詰めてまいりたいと思います。はい、どうぞ。三浦委員さん。

(三浦義孝委員)

新南陽市の三浦でございますが、確かにそうかもわかりません。しかし、今度選挙民が新しい市議会議員を選ぶときには、すぐ50日以内に選挙があったとしたら、例えば私は新南陽市民ですから、選ぶとしたら新南陽市の人しか知りません。したがって、新南陽市のAさんを入れるかもわかりません。しかし、例えば2年間の活動の中で、熊毛町のBさんというのを、ああこの人すてきな人だ、よく勉強されてるなと思えば、新南陽市を入れないで熊毛町のBさんを入れるかもわからない。その間、立候補されようとする議員さんにとっては、いわば修練といいましょうか、その活躍の場があるわけでありまして、そうしないと、すぐやってしまうと、どうしても地域代表に終わって、本来の、確かに2年間というのは経費はかかるかもわかりませんが、ぜひ勉強してもらって、市民が本当に選ぶにふさわしい30何人かの中のお1人になっていただきたいという意味からしたら、2年間という、その市議会議員さんを見る目というか、そうしたものは大変必要ではないかと思って、私はこの原案の方がいいと思っております。

以上です。

(河村和登議長)

ありがとうございました。ほかに。はい、兼重委員さん。

(兼重 元委員)

初めに、田中委員にちょっとお尋ねしておきますけども、ことごとく意見については合併を肯定しての発言だと私は理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。そういうことで私は、反論じゃなくて、私なりの意見を言わせていただきますが。

在任特例を否定をされる。設置選挙をしなさいと、その根拠は何かと。合併協議をとことん納得いくまで十分やって、その結果として設置選挙がよかろうと、こういうふうにおっしゃるわけです。おおよそ少数意見の尊重だという非常識なことをこの場で発言されるような方が、納得するようなことができますか。100年かかって200年かかって、反対のための反対をする方と全く相入れない意見を一緒にしといて、皆さんが納得するような協議が成立しますかということでありまして、物理的にも理論的にも不可能なことでもあります。

ですから、どこの線で決めるかと、けじめをつけるかと、4月21日に合併をしようという

ことで決めたんなら、それに合わせて、いかに議論を尽くし、最大公約数を探るかということが、我々協議会のこのあるべき姿じゃないかと思うんですよ。その後2年間在任をしまして、三浦委員が言われたような、そういった問題も含めて、それぞれの地域の特性なり地域審議会と相呼応しながら、いち早く合併の効果を上げ得る、あるいは新生周南市がいち早く同化する、そのための働きをしなきゃならんということが、もう真っ先にやってくるはずなんですよ。

ですから、そういった納得する気もない者が納得するまでやらにゃあいかん、納得すればそののち設置選挙すればいいじゃないかというような、一見理屈がかなっておるような感じはしますけども、明らかにこれはあり得ないと思うんです。私はそのようにして、否定します。そして、設置選挙じゃなくて、こうして議案で示されたとおりこれでいくべきと、このように私なりの考え方を皆さん方に述べておきます。

(河村和登議長)

はい、田中委員さん、どうぞ。

(田中泰典委員)

私は、まず合併の期日をくくって、そして協議が、もう期日があるということで、協議がないがしろにされるということについては納得いたしかねる。しからば、この協議会の……(発言する者あり)

(河村和登議長)

兼重委員さん、発言するときは聞いてあげてください。(発言する者あり)私が冒頭申し上げましたように、この会議は和やかに意見をたくさん出し合って、そしてまとめ上げていくというのが議長としての姿勢でございますので、御協力をお願いします。どうぞ。

(田中泰典委員)

さきの協議会で私申し上げましたように、私は熊毛の町議会から選出をされて本協議会に参加してあるものであって、その資格をほかの市の議員さんから指摘をされるということはお受けいたしかねます。ですから、先ほども言いましたように、期日をくくってそこに追い込んでいくために協議がないがしろになるということであってはならないと、十分協議をされて、そして、いつでも選挙ができるというような協議が必要ではないかということをお知らせしております。

(河村和登議長)

ほかに。はい、どうぞ。

(末次雅文委員)

この件に関しましては、前回の3市2町の第3小委員会で十分協議して、一定の結論が出ていと私は認識しております。先ほど三浦委員さんも言われましたけども、やはり合併当初、旧市町のいろいろな懸案事項とかありまして、多少の混乱が生じる可能性もあると、そういったことで、旧市町の議員さんの在任特例をもって新しい周南市の発展を推進していくという形が望ましいというふうに考えております。そういうことで、この議案に対して賛成をいたしたいと思っております。

以上です。

(河村和登議長)

はい、一原委員さん、どうぞ。

(一原英樹委員)

3年かけて協議した3市2町の合併協議会で、このことも十分に協議されたものであります。このことをすべて踏襲しながら、新しい2市2町の合併協議会が立ち上がりました。田中委員さんの言われている熊毛町からもこのことは納得済みで出ておられます。私は、在任特例については、確かに議員が2年残るということは大変なことではありますが、行政のスムーズな移行のためには、ぜひこの在任特例というものを残していただく。このことに賛成をするものであります。

また、田中委員さんが言われましたように、もうこの2市2町の法定合併協議会は是非は問わないし、とにかく4月21日に合併をどのようにしてなし遂げるかという議論に入っておるわけでありまして。その中でいろんなことを言われる。どうしたらできるかということのみの議論を十分に積み重ねる、このことが必要じゃないかと私は思います。

(河村和登議長)

はい、どうぞ児玉委員さん。

(児玉研一委員)

熊毛の児玉です。私も小委員会で3市2町のこの問題について、いろいろ考えて、また一つの形として、こういう形は出したわけです。特に、周辺部と申しますか、鹿野町、そして私も熊毛町、やはり新市になって協議します、決めていきますというものも、やはり積み残して言ったら失礼になるかわかりませんが、協議ができなかった部分もたくさん出てくるかと思えます。いわゆる町民の皆さんは、そうしたところをどうしていくのか、協議して新市建設計画に盛り込まれた事業が本当にスムーズにできるのか、こういう心配を今いろいろな場で町民の皆さんから声として聞いております。したがって、私は、この在任特例で2年間議員が在籍するという意味っていうものは、ものすごい大きいものがあると思えます。したがって、これはこのまま議案のとおり可決すべきだと強く思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(福田文治委員)

新南陽の福田でございます。私ども昨日特別委員会をやりまして、やっぱりいろんな意見が出ました。それで、少数意見として、すぐ選挙やったらどうかという意見も出ましたが、そのとき私言いましたが、やはり2市2町82人の議員が、この人はどういう考えを持っているんだと、今からは、先ほど三浦委員が言われましたように、地域代表、新南陽であれば、その自治会単位で、自治会の代表というような形で出てました。今度は周南市になったら、新南陽の代表という意味じゃなくて、政策集団として今からはやっていかなければならないんじゃないかと思えます。

だから、この2年間の在任特例をやって、この熊毛町にはどういう議員さん、この人らと一緒にあってこういうまちをつくってこう、鹿野町さんはこういう人がある。そういったことをやっぱり意識統一し、政策集団をつくるためには、やはりそういった2年の在任特例と、熊毛町にはどういう議員さんがおられる、徳山市にはどういう議員さんがおられると、そういったことを知る上にも、2年間の在任特例というのは非常にいいことじゃないかと、私は賛成いたします。

以上です。

(河村和登議長)

はい、ありがとうございました。はい、田中委員さん。

(田中泰典委員)

私が言ってるのは、後の特別職とのかかわりもありますが、町民の皆さんの率直な意見として、そういう考え方があるということも、ここで率直に見ておく必要があるということでもあります。

それから、この2年間で、よその市の、あるいは町の議員の活躍振りもわかるという御意見もありましたが、やはり今でもかなりの部分で選挙の際に地域候補という形で選出されておりますが、今私たちがよく耳にするのは、熊毛町から今度新しい市になったら何人出られるじやろうかというようなことが言われています。そういう意味では、私はやはり2年間の在任特例があったとしても、そういう形をとらざるを得ないような選挙になるのではないかと、これはまあ予測ですからわかりませんが、そういうふうな状況を払拭できるというのはなかなか困難ではないかと、2年間ぐらいではとても困難ではないかというふうに思っています。

(河村和登議長)

ほかに。はい、どうぞ。

(福田孝志委員)

鹿野町の福田と申します。私は議員の立場でなくして、一町民であります。結論から申し上げますと、在任特例ですか、これを強く要望いたします。小委員会でも話が出ましたように、特にと申しますか、鹿野町は人口が今5,000人を切りました。そういった立場から申すのもどうかとも思いますが、選挙しますと、今もありましたように、人口比率から言ったらほんの豆粒くらいの人数しか出られないというように思います。まあそれはそれでもいいんですが、この特例を生かしていただくことによって、今の議員がそのまま生かしていただける、これが全員の議員さんが新しいこの新市に向けて、この近辺ではモデルになるような市をつくっていただきたいというように思っております。2年間十分活躍していただいて、私たち町民もそれにできる協力を少しでもしたいというように思っております。

以上のようなことから、できるだけ今の全議員さんに新しい市のために、我々町民、市民のために一生懸命活躍していただきたいなというふうに、心から思っているところです。

以上です。

(河村和登議長)

ありがとうございました。いろいろ御意見いただきましたけれども、今皆さん方に御相談申し上げておりますのは、議案第14号として、議員さんの定数及び任期についてでございますが、このことにつきましては、御提案のときに事務局の方から申し上げましたけれども、3市2町合併協議会におきまして、随分小委員会の中で慎重な協議をさせていただいたわけであり

ます。そのまとめとしては、合併時の混乱を避け、いわゆる新市を出発すに当たって、新市の円滑な市政運営、また2市2町が抱えているいろいろな課題を、順調にといいますが、たくさんの事業も抱えておりますことから、現行の議員さんが責任を持って新市の基礎づくりに当たっていただきたいという形の中で、今の議案として御提案を申し上げ、議案第14号におきましては、ただ今申し上げましたように、在任特例を適用したいということでございました。

いろいろな方から意見をいただきましたけれども、大体大方の方がこの特例に沿って、この議案について取り組みたいという御意見であったかと思っております。そういうことをとらえまして、今議題とさせていただいております議案第14号につきましては、原案のとおり決定させていただきたいと思っております。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございます。

それでは、次に、議案第15号でございます。合併協定項目7「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」についてを議題とさせていただきます。

事務局の方から説明をいたします。

(事務局)

それでは、議案つづりの2ページをお開きをお願いいたします。議案第15号「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」に関する御説明を申し上げます。

「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」につきましては、合併により2市2町の農業委員会委員は、すべてその身分を失うこととなりますことから、新市の農業委員会は一つとすることを基本にしながら、農業委員会の設置または任期等に関する特例措置を適用するかなどについて協議を行うものであります。

現状や選択肢につきましては、議案関係資料6ページをご覧くださいと思います。

3市2町合併協議会では、小委員会への付託事項として、小委員会で慎重な審議が行われました。当小委員会では、3市2町の各農業委員会からの意見や全国の類似都市の状況などを参考に審議が行われました結果、合併による激変緩和措置としまして、新市に従前の市町の区域ごとに農業委員会を置く特例を平成17年7月19日まで適用し、その後一つに統合する。また、一つに統合した場合は選挙区を設けることとし、その数及び定数については新市において調整することとしておりまして、3市2町合併協議会では、その報告をもとに大方の賛同をもって、小委員会での調整結果どおり決定したものであります。

今回の議案の内容は、こうした3市2町合併協議会で十分協議された調整を引き継ぎ、「2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、一つに統合し、選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する」としております。

議案等関係資料5ページに3市2町合併協議会の協議概要、また7ページ、8ページに関係法令等を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、本議案の提出に先立ちまして、6月17日に幹事会を開催しましたが、特に意見もなく、原案のとおり御承認をいただいておりますので、御報告させていただきます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

(河村和登議長)

ありがとうございました。ただ今議案第15号として、皆さん方に御相談申し上げております「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」についてであります。何か皆さん方の方で御質問、御意見がございましたら、遠慮なく御提出をいただきたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

それでは異議がないようでございますので、ただ今議題とさせていただいております議案第15号につきましては、原案のとおり決定することとさせていただきます。

続きまして、議案第16号合併協定項目9「一般職の職員の身分の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の方から説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、議案第16号につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、合併協定項目9「一般職の職員の身分の取扱い」について、協議調整を求めるものでございます。御承知のとおり、新設合併の場合、合併前の市町村の法人格は消滅することとなります。それに伴い当該職員は失職することとなりますので、合併特例法第9条第1項におきまして、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない」と定められております。このことから、「一般職の職員の身分の取扱い」については、「合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ」という調整の方針案を御提案するものでございます。

なお、合併特例法第9条第2項におきまして、合併市町村に引き継がれた職員の任免、給与、その他の身分の取扱いに関する平等取扱いの原則が定められておりますことから、その取扱いにつきましては、今後新市の発足までに2市2町の長が別に協議をして定めることとなりますことを申し添えておきます。

本議案の提出に先立ちまして、各市町の職員組合にはこの調整方針を御理解いただくとともに、幹事会におきまして、特に意見もなく、原案のとおり御承認をいただいておりますことを御報告申し上げます。

資料につきましては、9ページに資料を掲載いたしておりますので、御参照をいただきたいと存じます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

(河村和登議長)

ただ今議案第16号といたしまして、合併協定項目の9「一般職の職員の身分の取扱い」についてを議案として皆様方にお示しをさせていただいておりますけれども、2市2町の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐということでございます。そのために、今事務局の方から組合の皆さん方との関係、あるいは幹事会で検討をいただいての提案でございます。何か皆さん方の方でお気づきの点ありましたら、はい、兼重委員さん。

(兼重 元委員)

私はこの議案には賛成であります。ただ、その市独自の既得権があるやに見受けられます。法に抵触するものも含めて、これまでそれぞれの自治体で職員組合との協議によって、特別な待遇というのがあれば、それは当然その自治体にとっては、職員の皆さんにとっては既得権ということになると思うんです。これらが果して新市にどう調整されるべきものなのか、ですから合併によってそれぞれ不利益をこうむらないようにということで、その最高の形の方へ大概合わせると、例えば議員の報酬なんかもそういうふうな先進地事例を私も確認しております。ならば、この職員の皆さんに、そうした既得権というもののバランスのとれてないもの、いわゆるその法に抵触するようなものがもしもあるとすれば、これらについては十分事前に協議をしておいていただきたいと私は思うんです。2市2町にはそのようなことはない信じたい上での、あえての意見であります。

(河村和登議長)

今の御意見、御質問、そういうニュアンスの兼重発言でございましたけれども、このことについて事務局の方で何か説明があれば。

(事務局)

ただ今の御質問でございますけれども、新市発足までにはいろんな調整をしていかななくては

いけない、さらには新市発足後においても、いろんな調整をしていかなければいけないというふうに考えておりますけれども、これは今後それぞれの担当部署と組合間の中で、十分な調整を行いながら適切な対応をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

(河村和登議長)

はい、どうぞ、清永委員さん。

(清永一彦委員)

清永でございます。若干先ほどの意見と関連性がありますが、やはり職員組合との関係ってというのは、各市町においても社会的ルール、あるいは労使のルールにのっとった協議がなされ、そして、いろいろな規定、協定がされていると思うんです。そうなりますと、先ほど兼重委員が言われたような問題も含めて、この身分、あるいは給与等、まあ給与は一応一番上にならざるだよということになればいいんでしょうが、いわゆるあらゆる面での種々な違いがある。つまり時間的な問題として、この合併協議と並行的にやるのか、いわゆる職員組合との協議ですね、各町、市が。あるいは、職員組合とこの協議会のいろいろな確認事項が、特に職員の労働条件等に関する問題は、どのように進めて、あるいはそれを調整していかれるのか、この辺に何か特段のお考えがあれば、ちょっとここで披露していただきたいなと。

(河村和登議長)

今お諮りしております職員の身分の取扱いでございますけれども、2市2町とも職員はすべての新市の職員として引き継ぐと、その中身について既得権の問題、あるいは法に抵触するのではないかと、そういう中身をしっかりと出し合って、それをどう具体的に新市が誕生するときに調整していくかということであろうかと思えます。そのことについては、新市を誕生させるときに、例えば法に抵触するというのはいかなるものかと思えますし、また今までそういう既得権があることにつきましては、しっかりと話し合って、新市のときには皆さんが納得する方向で、新市の職員として身分を保証したいと。そういう形になっていくのではないかと考えております。

それでは、ただ今議案第16号として、皆さん方の方にお示しをしております合併協定項目9「一般職の職員の身分の取扱い」につきましては、ただ今申し上げましたけれども、「合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ」ということで、皆さん方の御同意をいただいたということにさせていただきたいと思えますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。

それでは、議案第16号につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

次に、議案第17号合併協定項目10「特別職の職員の身分の取扱い」についてを議題とさせていただきます。

事務局の方から説明をいたします。

(事務局)

それでは議案第17号「特別職の職員の身分の取扱い」に関する御説明を申し上げます。資料といたしまして、議案等関係資料11ページをご覧くださいと思います。

「特別職の職員の身分の取扱い」につきましては、合併により2市2町の特別職の職員は、すべてその身分を失うこととなりますことから、2市2町の市長、町長、助役などの常勤の特

別職等と、教育委員会、選挙管理委員会などの行政委員会委員等の身分の取扱いについて協議を行うものでございます。

3市2町合併協議会では、小委員会へ付託されまして、小委員会で慎重な審議が行われました。小委員会では3市2町の常勤の特別職のうち、市長、町長は一定期間新市の基礎づくりに責任を持って取り組む必要があるとする意見が多く、3市2町の市長、町長は2年以内の間引き続き新市の特別職の職員とし、行政委員会委員等につきましては、法令の定めによることなどとし、3市2町合併協議会ではその報告をもとに、大方の賛同をもって小委員会での調整結果どおり決定したものでございます。

今回の議案の内容は、こうした3市2町合併協議会で十分協議された調整を引き継ぎまして、「2市2町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについて、市長、町長であった者は、合併後2年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。2市2町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は新市において新たに選任する」といたしております。

議案等関係資料10ページに3市2町合併協議会の協議概要、また12ページから16ページには関係法令等を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、本議案の提出に先立ちまして、6月17日に幹事会を開催いたしましたが、特に意見もなく、原案のとおり御承認をいただいておりますので、御報告させていただきます。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

(河村和登議長)

ただ今議案としてお示しをいたしておりますのは、説明申し上げましたけれども、議案第17号合併協定項目の10でございます「特別職の職員の身分の取扱い」についてであります。

内容的には今説明申し上げましたけれども、2市2町の常勤の特別職などの職員の身分の取扱いにつきましては、市長、町長に当たっては、合併後2年以内の間引き続き新市の特別職として仕事をすると。2市2町の行政委員会の委員などの身分の取扱いについては、法令の規定によるものとするという中身でございました。何か皆さん方の方で御質問、御意見がございましたら、御発言をいただきたいと思います。はい、田中委員さん。

(田中泰典委員)

ちょっとお尋ねしたいんですが、市長、町長さんが残られるということですが、これの権限と申しますか、どういう権限が与えられるのかという点。それから、もう一つは任務と申しますか、仕事はどのような仕事があるのかという、その辺をちょっとお尋ねしたいんですが。

(河村和登議長)

事務局の方で。

(事務局)

事務局の方でお答えさせていただきます。

新市の基礎づくりを行っていただくという意味で、参与、顧問として2年間残っていただくことにいたしておりますけれども、職務といたしましては、これまでの行政経験を十分に生かしていただき、アドバイザー、または旧地域とのパイプ役として、スムーズに新市をスタートさせることや、また新しいまちづくりのマスタープラン、あるいは新市建設計画の実施に当たっての協議調整など、こういった事務事業を行っていただく。そうした中で、円滑な行政の推進を図っていただく、そういった業務を行っていただくことを考えております。

以上です。

(河村和登議長)

はい、田中委員さん。

(田中泰典委員)

今お伺いしたんですが、先ほども議員の任期の特例についてのところでも若干申し上げましたが、やはり町民の皆さんの素朴な意見として、なぜこういう形で首長さんだけが残られるのか、特別扱いされるのかという疑問があるわけですね。そこで今申し上げましたように、権限とか任務はどういうものがあるのでしょうかという質問をいたしたわけでありましてけれども、今のような形で議員が残る、それから町長、市長さんが残る、それから後の出てくる地域審議会があるという形で、非常に重複した形がとられるということになると思うんです。そういったしますと、やはり町民の皆さんの素朴な意見として、どうしてこういう特別扱いがされるんだろうかという疑問は残るんじゃないかというふうに私も今、その辺について若干お伺いしたいと思っております。

(河村和登議長)

はい、藤井委員さん。

(藤井康弘委員)

今、田中委員が言われた論点については、3市2町のと時も、たしかその当時下松の渡辺委員の方から提起されまして、そのとき私も意見を申し上げたんですけど、全く同じような意見になると思うんですけど。法律的なものじゃないと思うんです。これはあくまでも事実上、政治上のものだと思います。

それで、私の経験から言いますと、そのときも言ったんですけど、私は須々万万でして、都農町が徳山市に合併しまして、当時の都農町の藤井町長さんが参与という形で残られまして、そのときやっぱり我々住民にとっては大変心強い存在であったというふうに考えております。

それで、今4人の方については、恐らくもう個人的には、これを機に自由な立場になりたいというふうに思っている方も意外におられるんじゃないかと思うんですけども、まあここは大変でしょうけど2年間残られて新しい新市の基礎づくりのためにぜひ責任を持ってやっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

(河村和登議長)

はい、渡辺委員さん。

(渡辺輝明委員)

私も原案に賛成の立場でございます。やはり、この合併にかかわられた特別職の皆さん、これやはり責任は大変重いと思います。合併後にどうしても調整をしなければならない問題というのは当然残ってまいります。そういう問題を議員同様責任を持って2年間の間に軌道に乗せていく、調整をしていく、このことは非常に重要だと思いますし、また新市建設計画に組み込まれた事業が円滑に進んでいくように、しっかりと調整をしていただく、そういう役割のためにもぜひお残りいただいて、しっかりと仕事をしていただくということは非常に大事なことであるというふうに思いまして、この原案に賛成をいたします。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。黒神委員さん。

(黒神公直委員)

実は、3市2町のと時に私が小委員会の委員長でございました。いろいろな意見が出ましたけれども、やはり民間、市民、あるいは町民が考えることは、合併しても大変大きな不安が残

ります。それは何かというと、いろいろ地域地域に課題があるということです。そういう不安があるために、私は議員の方々にも責任を持って2年間残っていただきたい。それから、首長さん方にもある一定期間残っていただいて、新しい都市づくりのために、基盤づくりのために努力していただく。そういう意味で、私はこの3市2町の場合も皆さんがこぞってこの意見に賛成されたわけでございます。そういう意味ですから、これはやはり市民だれしも望んでいることだと思いますので、原案に賛成をいたしたいと思います。

(河村和登議長)

いろいろ御意見をいただきましたけれども、ただ今議案として皆さん方に御審議をいただいておりますが、議案第17号につきましては、原案のとおり決定することとさせていただきます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第18号合併協定項目の15「公共的団体等の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第18号について御説明を申し上げます。

合併協定項目15「公共的団体等の取扱い」について、協議調整を求める議案でございます。

議案等関係資料の17ページを御参照いただきたいと存じます。総括表には市や町の事業に密接に関連する団体、運営補助金や事業補助金を支出している団体等に絞ってまとめさせていただいておりますが、公共的団体の範囲については明確な定義がございません。しかしながら、新市において合併関係市町村単位で各種の公共的団体が存続することは、新市の一体性の確立の上からも好ましいものではないため、合併特例法におきましては、新市の区域内の公共的団体等は、新市の一体性の速やかな確立のため、統合整備を図るよう努めなければならないと規定をされております。あわせて、地方自治法第157条では、公共的団体等の取扱いに関しましては、普通地方公共団体の長が、その公共的団体等の活動の相互調整を図るために、これら団体を指揮監督できると定められております。

以上のことを基本にいたしまして、調整案は「公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする」といたしております。

なお、過日開催いたしました幹事会において、委員から商工会の統合の調整についてのお尋ねがありましたが、市町村合併が行われた場合、速やかに商工会議所、商工会の統合が望ましい旨の御回答をいたしております。

以上でございます。よろしく御審議の上御決定いただきますようお願い申し上げます。

(河村和登議長)

ただ今議案第18号として、合併協定項目の15でございます「公共的団体等の取扱い」についてを皆さん方に御相談申し上げますけれども、何か今事務局の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたら御提出をお願いしたいと思います。はい、中村委員さん。

(中村秀昭委員)

新南陽の中村でございます。基本的にはこの原案に私は賛成したいと思います。ただ、いろんな団体があって、いろんないきさつがあって、きちんとかうなかなか新市になったからって

できないところもあると思うんです。そういう中で、「速やかな確立」とか、よく行政が使う「一定期間」とかこうあって、なかなかその辺がはっきり、何年たっても一定期間というのが生きとるように、「速やかな確立」、それからその後「図るように努めなければならない」と、こうあるわけですね、これは年数にしたら大体どのぐらいを想定しておるのか、こういう席で一応めどだけは立っておかんと、10年たっても速やかにと、こういうのがやっぱり残ってくるんじゃないかなと。それは団体の意思ですからやむを得ませんが、いびつな形になるとどうかなと思うんで、やはりある程度の、これはこう読みかえるんだよと、こういうもんがある方が、この合併協議も平成15年4月21日ということで決めたから、ばっとかう議論が進んでおるわけですが、議論が進むのを待って期日を決めたんでは、まあ私の論法から言えば100年かかると。したがって、ここあたりもある程度の時期を、期間を明示しておった方が後々やりやすいんじゃないかなと、指導もしやすいんじゃないかなと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

(河村和登議長)

今、公共的団体というのはどういうのがあるかといったら、たくさんあると思いますけれども、参考資料の中でもお示しをいたしておりますけれども、森林組合、漁業共同組合、商工会議所、あるいは経済団体、社会福祉協議会、民生委員協議会、青年団、婦人会、文化協会、体育協会、文化事業団体、たくさんございまして、それを今、中村委員御指摘のように、新市の速やかな一体性を確立するために、実情を尊重しながら調整するというので、期間についてもうちょっと議論を深めておった方がいいのではないかと御提案ではないかと思っておりますけれども、御存じのように公共団体でありまして、任意の団体でありまして、自主団体でありますことから、ここで、あなたの団体はいつまでよ、ということではできませんけれども、皆さんの意見をしっかり出しとった方がいいのかなという御発言ではないかと思っております。何か皆さん方。はい、どうぞ。

(清永一彦委員)

清永でございます。私も自治会連合会、あるいは環境衛生連合会っていう、いわゆる団体にずっと属してきてまいりましたが、先ほど会長言われたように、いろいろな団体があり、いろいろなできたときの背景、いきさつ、千差万別なわけですね。いわゆる任意団体的なものがあり、行政の指導によってできたものがあり、あるいは社会的な背景に乗ってできたもの、これはあらゆるものがありまして、そう簡単にはいかない。

だから、恐らく期日は決められんだろうと私は思うんですが、かといってほっていいのかというと、まあ余談になりますが、我々の連合自治会でもこんな話を先般の理事会でしたことがあります。これ合併したら自治会というのはどうなるんだろうと、やはり連携とっていかないといかんだろうなあ、じゃあ、これ現状なんですけど、連合自治会というのが新南陽市さん、それで鹿野町さん、熊毛町さんには、いわゆる自治会連合会っていうのが名前が出てこない。じゃあだれに相談し、あるいはどういう関連で相談したらいいんだろうかと、こんな話もした例がございます。これは我々はむしろ自主的に、もし合併が大体決まったら、そんな連携もとらなきゃいかんのではないかなと、まあこんな話をしたところであります。

そういう面からすれば、行政としての指導性っていいですか、あるいはそれは大いに発揮し、連携が少しでも早目にとれるようになっていくということも必要だろうし、各団体の代表者の方もやはりこの趣旨を十分認識されて、早い時期にお互いの連携をとっていくということが、やはりまず第1に必要なんじゃないかなと、こんな感じがいたします。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(兼重 元委員)

原案に賛成の立場で申し上げますが、これは「一体」という言葉を「速やかな統合」というふう置きかえてみるんですけども、法の示すとおり速やかに統合化、あるいは一本化を図ることが正しい方向だと考えております。

そこで、先ほど我が市の中村委員が言われたように、ならばどういう手段でやっていくかと、具体的な方法論になってきます。それで、私はそれぞれ今でも2市2町には行政改革推進委員会なりとか、あるいは庁内行革プロジェクトなりとかいったものがずっと機能しております。そこで、新市になれば速やかにこうした公共的団体の一本化、これに対してはどのような方法で進めることができるかと、具体的に取るか、実現方をどうやったら図られるかということで、新市になっての行革プロジェクト、これに関しての行革プロジェクトという一つ大きなテーマをしようと、その中できちんと私は整理統合ができるんじゃないかなという一つの方法論でございますけども、そうした意見を持っております。

(河村和登議長)

ありがとうございました。はい、一原委員さん。

(一原英樹委員)

清永委員さんの言われたように、私たち鹿野町と熊毛町に連合自治会はありません。今私たちもそのことで、どうするかということで、本当に切羽詰まったところに来ております。

私たちがあきる野市の方に研修に行ったとき、いろんな聞き取りをしているときに、ある自治会長さんに出会いました。やっと3年たってから、やっとどうにか回り始めたという話がありました。やっぱり自治会連合会あたりが一番なかなかスムーズにいかなかったと。やっぱり組織がスムーズにいかなかったと。やっと3年ぐらいたって行き出したという話があって、やっとこれからじゃと。だけど、今のスポーツ関係とかいろんな団体で一番早かったのは、スポーツ関係の団体でいち早く同化したと。ほとんど垣根はなかったというような話がありました。そこに携わる者がやっぱり会合を重ねて、一生懸命どうするかということ積み重ねる以外にはないかと思えます。私たちは早く追いついて、皆さんと一緒のような自治会のあり方について頑張るようにしたいと思います。

(河村和登議長)

はい、渡辺委員さん、どうぞ。

(渡辺輝明委員)

渡辺でございます。ただ今の中村委員が言いました、速やかに調整するという期間の点であります。私はこう思うんです。議員も在任特例2年、特別職の方の市長さん、町長さん2年ということありますから、最長でも2年以内には調整をする項目についてはすべて調整すると、こういうふう置きかえて、この速やかに調整するという期間をお互いに確認したらどうだろうか、いわゆる責任を持って2年以内にはすべてのことについて調整をして、後に譲っていくと、こういう考え方はいかがでございましょうか。

(河村和登議長)

はい、中村委員さん。

(中村秀昭委員)

これは私ごとなんですが、一つの例で言いますと、今たまたま四、五年前に無理やりに陸上競技の方、全く縁がなかったんですが、会長をやれと。やったのはいいんですが、夏に大きな大会があるわけです。で、競技場は徳山の陸上競技場を借りてやるわけですが、新南陽と下松とで合同でやるわけです。なぜ徳山が入らんのかのうと、これ入ったら規模が大きくなるのに

と思いつながら、3年過ぎてしまったわけですが。当初は3市2町ということで、これはいいなと思っておりましたが、途中変わりました。こういった問題にも、僕は基本的には一緒にやろうじゃないかということで、合併は別にですね、やろうよということは今言っておりますけれども。今うちの渡辺委員も言いましたように、ある程度、2年なら2年でお互いにそれを目標にやっっていこうということにしておかないと、各々のできたいきさつとか伝統とか資産とか財産とか、まあいろいろあるんで、割り切れんというんで、何遍議論してもかみ合わんということになるんで、ある程度私はやっぱり尻を決めてしまって努力する方が、お互いに知恵が出るんじゃないかなということから、あえて提案を申し上げたわけです。

したがって、どうでもしゃにむという意味じゃないけど、速やかにと言うたら2年以内ですよと、こういう方が事務局の方もやりやすいんじゃないかなという、そういう感じから提案したわけでございます。

(河村和登議長)

はい、廣本委員さん。

(廣本武生委員)

鹿野町の廣本でございます。ただ今「公共的団体等の取扱い」の件について、いろいろ御議論が出ているところであります。

実は私、鹿野町の商工会の会長という職にあります。さらには、山口県商工連合会の副会長を務めさせていただいております。そこに調整といたしまして、「公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする」ということですが、非常にいい言い回しだというふうに私は思っております。これで十分だと。それでは、いつまでにその調整をして一緒になってもらえるかということの御意見が出ているわけですが、これだけの団体がありますと、それぞれ千差万別でいろいろ内情もございますし、それぞれの計画、目的というものがございまして、ここで今時間を云々、あるいはどこの団体をいつまでにどういうふうにするかという委員会をつくるとか、そういったことをこの場で議論しておりますと、本題の来年の4月21日に間に合わなくなるようなことにもなりかねないということがございますので、ここはこれで済まして、当然こういう宿命に陥っているということは各団体でもわかっておりますが。

例えば、わかりにくいので、私どもの商工会、あるいは商工会議所の、ここに黒神会頭さんもいらっしゃいますが、ちょっと例を挙げさせていただきますと、現在のところ商工会議所法、商工会法と法律も違います。そして、商工連合会としては、こういう今県が市町村合併パターンをつくって進めている中で、先般から県独自のマスタープランをつくっております。その中で、やはり商工会議所、商工会の合併、これを必ずやらなきゃならないということも盛り込まれております。これは私どももこのマスタープランの委員として、了解はいたしましたけれども、しかし現時点で早急に商工会議所と商工会が一緒になるということは、とてもすぐということにはなりません。商工連合会といたしましても、マスタープランに出ておりました委員全員で一応反対だということになりました。

そこで、調整案といたしましては、商工連合会の方では、これに変わるまず広域化を進めようと、広域化を進めることによって、次第に商工会同士の合併をしていこうと。そして、さらに商工会議所側の方も、現在いろいろと話し合いが進んでおるようではありますが、商工会議所同士で合併すると。さらに、最後に一緒になると、こういう計画で、既に予算計上を私どももして、何年か後まではそうした格好でいこうという計画も実は立てておまして、なかなか一挙に、ここで2年以内ということには恐らくならないだろうと、これは私どもの属している団体の例でございますが。

この中で、早急に、来年の4月21日以降、1年間の間で合併できる団体もあるわけござ

います。これは団体の種類によって違うんだというふうに思っております。で、余りここで性急に事をせいで、まあ2年以内ぐらいに何とか片をつけようというふうな議論がここに出てまいりますと、かえって各団体から反発を招く恐れがあります。この場でそんな我々の団体のことを、協議して何年というようなことを決めるべきではないのではないかという反発が出ない方がスムーズに来年の4月21日に合併できることにもつながると、こういうふうに私は思うわけですが、どうぞごめいましょうか。

(河村和登議長)

ありがとうございました。いろいろと御意見をいただいておりますけれども、合併協定項目15の議案第18号として、「公共的団体等の取扱い」、その調整についてでございますけれども、意見をいただきましたので、ある程度の方向といえますか、議案についてまとめ上げてみたいと思いますけれども、議案でお示しをいたしておりますように、「公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする」と。

今、廣本さんの方から公共的団体の長をなさっておられるから、その中で具体的な発言もいただいたわけがありますけれども。やっぱり各公共的団体の中で、新市が誕生するというこの中で、新しくプロジェクト等もしっかり議論する、そういう組織といえますか、チャンスをつくっていただきまして、民主的にそれを積み重ねていただきまして、今お話が出ておりますように、速やかな一体性というのは、例えば議員、首長も2年ということ等もありますことから、そういうことをにらんで取り組んでいただきたいというまとめにさせていただいて、この協議会の中では、速やかな一体性というのは非常に抽象的であるという意見が出る中で、大体2年が議員さんも首長も任期であるから、自主的に、公共団体ですから、民主的に努力を重ねていただきまして、その調整に努めていただくということではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

それでは、そういう形に取り組まさせていただきますと思います。

ただ今議案第18号として上げております「公共的団体等の取扱い」につきましては、お示しのように新市の速やかな一体性を確立するために各団体の事情を尊重しながら調整に努めるということで、議案を皆さんの御賛同をいただいたということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

それでは、ただ今議題とさせていただきます。今議案第18号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。

ここで10分間休憩をさせていただきます。

〔休憩 午後2時40分～午後2時50分〕

(河村和登議長)

それでは会議を再開させていただきます。

次は、議案第19号でございます。合併協定項目17の「町・字名の取扱い」についてを議題とさせていただきます。

事務局の方から説明をいたします。

(事務局)

議案第19号について御説明を申し上げます。

合併協定項目17「町・字名の取扱い」については、地方自治法第260条に「市町村の区域内の町若しくは字の区域の変更、新設若しくは廃止、又は町若しくは字区域の名称を変更しようとするときは、各市町の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならない」と規定をされております。

合併して一つの市になった場合、同じ市域内に同一の町名等が存在すれば、市民生活に混乱を招く恐れがあり、住民登録、登記、郵便など、新市発足時に支障のないよう、整理、調整しておかなければなりません。また、これを調整し、実施するまでには、地元住民の意見の集約や事前の周知等を行う必要があります。

議案等関係資料20ページを御参照いただきたいと存じます。2市2町のすべての町名、字名の洗い出しを行った結果、徳山市と新南陽市間で同一町名が2つ、類似する町名が1つあります。熊毛町、鹿野町については該当する地域はございません。また、2市2町間での同一通称町名、いわゆる小字名ですが、43の地域にわたり14の同一通称町名があります。このことについて、専門部会でもこれらの町名、字名は、住民にとって身近な名称であり、生活の中で長年にわたって慣れ親しまれてきた名称でありますことから、これらを十分考慮する中で慎重なる協議を行ってまいりました。

その結果、徳山市、新南陽市間の同一の町名2件につきましては、今後住民の皆さんの意向を尊重しながら、名称調整をさせていただく。類似する町名につきましては、住居表示が新地1丁目、また新地町と区別できますので、支障はないものと判断をさせていただく。あわせて、同一の通称町名の小字名につきましても、小字名の前に大字名がついており、区別されているとして、現行のままとすることで、調整方針案は、「町・字名〔類似町名や同一通称町名（小字名）を含む〕は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする」といたしております。

幹事会においても、委員の皆さんから特に御意見もなく、御承認いただいたことを御報告申し上げます。提案理由といたします。

以上でございます。御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

（河村和登議長）

ただ今議案第19号といたしまして、合併協定項目の17でございます「町・字名の取扱い」についての協議をお願いしております。今事務局の方から説明を申し上げましたけれども、同じ町名が新南陽と徳山にあるということで、調べた結果そういうことでございまして、今調整方針としては、町・字名は原則として現行どおりとする。ただし、同一の町名については、地域住民、自分たちが使い慣れておりますことから、地域住民の意向を尊重し調整するものとするという調整の方針でございます。

この議案第19号につきまして、何か皆さん方の方でお気づきの点、あるいは御質問、御意見がございましたら、御提出をお願いしたいと思います。はい、藤井委員さん。

（藤井康弘委員）

調整案自体に異議があるとかということじゃないんですけど、特別委員会で1点だけ質疑が出ましたので、合併協議会の場でも確認しておいた方がよいと思いますので、事務局の方へ一応確認させていただきます。ただし書きの方では同一の町名について2カ所ということで、これを今から地域住民の意向を聴取して、来年の4月21日、新市スタートまでに調整が間に合うかどうかという点について、一つだけ確認をさせていただきます。

（河村和登議長）

今のことについて、事務局の方から。

(事務局)

ただ今の御質問でございますけれども、きょうこの調整方針が決定されますと、早速地元の説明会、あるいは事業所等の打ち合わせ、そういった作業にすぐに入ってまいります予定でございます。いずれにいたしましても、新市発足までにはすべての調整を終えるという方向で、今後対応していくということでございます。

以上です。

(河村和登議長)

はい、兼重委員さん、どうぞ。

(兼重 元委員)

調整案そのものは賛成をいたします。ここで議案として出されておる基本的な町名、字名については、現在用いられておる名称、これを対象にしておりますけれども、私は新南陽市民でありますから、特に愛着と言われてしまうと困りますが、徳山市民の皆さんにとって、徳山という名前をどのように考えておられるかというのが、私は非常に気になるところであります。

それは、全国でも城下町と言われるところが200有余あります。ほとんどそれは歴史をきちんとして継承しながら、その町の個性を全国にやっぱり発信しております。徳山市も徳山毛利藩の城下町であります。そこで、かつての旧市街地にあったその名称がことごとく今なくなっておるところがあります。名前だけ聞けば本当リトル東京、よくぞまあこれほどまでに東京の名前をつけたなと思うくらいについております。で、東京に行って、私は新宿でございますとか、あるいは横浜でございます、千代田でありますと言うところで、恥ずかしくてものが言えない。こういったことを経験されている方もおいでるんじゃないかと思うんです。

そこで、私は今度徳山市の皆さんが、本当に徳山というものを、そして城下町徳山というものを、全国に本当に発信していきたい。周南市にあって、かつて我々も徳山は毛利の城下町であり、これほどまでの歴史伝統があるんだよといったことをきちっとアピールできる、我々周南市民になっても、そういったことが、やはり一つの誇りになるんじゃないかと、このように考えております。そこで、徳山という名前を周南市徳山1丁目でも2丁目でも構わん、どういう形であろうと、残すことができないのかなということを、あえて徳山市民の皆さんにはお尋ねしたいんです。

我が新南陽市も富田、福川、旧大字、旧町名がありました。しかし、住居表示のときに、富田というその名称を残そうということで、新南陽市富田1丁目、2丁目と。新南陽市福川1、2、3丁目と、このようにして、富田、福川という名前を残しました。今の富田1丁目1番1号というのは市役所であります。しかし、ここは富田でも何でもなし、温田であります。とんだ間違いを。こういう状況であります。しかし、やはり富田1丁目と言えば、私は富田の出身ですと、これはそれもずばりわかるんです。徳山1丁目でありますと言えば、徳山ですというのがわかるはずですよ。

そういう意味で、調整には非常に難しいかもわからん。しかし、そういった声があるということも、やっぱり皆さん、徳山市の皆さんはしっかり聞きとめてあげないといけんのじゃないかなと思うんですよ。リトル東京に慣れ親しんじゃって、何となく東京ハイカラ雰囲気味わっておられるかと思いますが、あえて水をさすようではありますが、ここでそういった提言をさせていただきます。

(河村和登議長)

ありがとうございます。私のところにも、徳山市民の方から徳山という名前を大事にしなさいというのをたくさんいただいておまして、兼重委員の発言は私のかわりに発言していただいたんじゃないかと、大変嬉しく思いますけれども。今の発言につきまして、また何か皆さん

方の方で、そういうことについて、まちをつくっていく上には歴史があるわけですから、歴史を大切にしながらいいまちをつくっていくというお気持ちがあるのかと思いますので、そのことを大事に受けとめて取り組みをさせていただけたらと思います。

はい、田中委員さん。

(田中泰典委員)

先ほどの説明でおおよそ理解はするわけですが、ただ、この町名を変更する、まあ熊毛町には幸いにして大字の変更はありませんけど、隣の光市で町名を、住居表示をやり変えるときに大変混乱をして、なかなか決着がつかなかったと、2年以上もかかったというような話も耳にいたします。そういたしますと、今から、先ほどの説明にもありましたように、段取りをしていくということですか、これ具体的にどのように進められるのか、ちょっと今の説明では不明確、もう少し具体的に御説明が願えたらというふうに思います。

それから、そういうふうになりますと、電算システム等の関係で、発足までに間に合うのかどうか、その辺についても御説明をいただきたいと思います。

(河村和登議長)

事務局の方で答弁を申し上げます。

(事務局)

ただ今の御質問でございますけれども、調整の必要な地域は先ほどからありましたように、徳山市の港町、千代田町、それから新南陽市も同様に港町、千代田町、ということですが、本日この調整方針案が決まりますと、担当課の方で、それぞれの住宅地、あるいは事業所、そういったところが混在している地域でございますけれども、説明会の開催、あるいは事業所等に直接出向いて、その意向を聞きながら協議を進めて、結論を出していくと、そういう予定にいたしております。

そうした中で、先ほど申し上げましたけれども、4月21日までにはすべての調整、電算も踏まえてそういった調整を終えていくと。今後のスケジュールを申し上げますと、議決をして、県知事に届け出、総務大臣の告示という一連の流れがございますけれども、町・字名につきまして現在のスケジュールの中では、一応議会の議決につきましては、12月議会を一つのめに置きながら準備を進めていくということをお考えのところでございます。これは状況によっては前倒しをしていくといえますが、できるだけ早くそういった議決の方も早めていくような努力もあわせてやっていこうというような考え方を持っております。

以上です。

(河村和登議長)

ほかに、御意見、御質問ございましたら。はい、どうぞ。

(福田文治委員)

福田でございます。町名については、今から4月21日までということですが、この資料をずっと拝見させていただきまして、来年の4月21日までにやっておかなければならないこと、それまでに絶対やらなければいけないことっていうのが、まだ多々あると思います。それから、4月21日以降、少しずつやっていけばいいものがあると思いますが、そういったものを全部ピックアップされて、いつまでにどういう段取りでやっていくというスケジュールといえますか、私はこの町名のことについて、私はきょうそういったことを聞こうと思っていたんですが、先ほど聞かれまして、そういう段取りでやるということなんですが、ほかにまだあるんじゃないか、4月21日までに必ずこういったことはしておかないといけんのじゃないかというのが、どれぐらいの項目あって、それはどういう段取りでしていくかというスケジ

ルールを、済みませんが、事務局の方、出していただければ、我々も市民の方、いろんな人に聞かれたときに、これはこういう段取りで進んでいくんですよということが説明できるんで、できればそういったことをしていただきたいなと思います。

以上です。

(河村和登議長)

はい、事務局。

(事務局)

今、合併準備の話になるわけですね。それで今御質問いただきましたように、この合併の準備につきましては、合併前に必ずやっておかなければならない事務事業と合併後に段階的に対応しても、直接市民の皆さん方に大きな迷惑をかけないという事項も中にはあるかと思えます。そうした中で、現在合併協議会と同時に、6月1日に合併準備室というものを設置いたしております。そうした中で、今後の合併準備の進め方について、マニュアルを今現在作成中です。これも近くできる運びにいたしておりますけれども、そういったものができたら、関係者の担当各課とか、あるいはほかの関係機関にもまた御提示を申し上げ、御説明を申し上げる中で御協力をいただいでいこうということにいたしております。きょう時点ではまだ出せませんが、もうしばらく時間をいただければというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

(河村和登議長)

はい、和田委員さん。

(和田明信委員)

徳山の和田でございます。先ほどの兼重委員さんが言われたこと、私は徳山選出の委員として、大変涙が出るくらい嬉しいんでございますけど、実際に3市2町的时候は、なかなか遠慮して、徳山の名前出すということは言われなかったんですが、今になって兼重委員がああいうことを言っていたいただきましたので、ぜひ市民の間からも徳山という名前がなくなると寂しいという声がたくさんあるわけです。まあ全国的にも徳山という名前は通用しておりますが、周南市になって、周南市が全国的に名前を知られるまでに何年かかるかわかりませんが、その下に徳山がつけば、いや実はもとの徳山ですよと、駅の名前も徳山のまま残ります、インターチェンジの名前も徳山のまま残りますんで、ぜひ兼重委員さん言われたように、周南市徳山何丁目というふうな形になれば、徳山市民も一番喜ぶんじゃないかと思えます。その点いかがでしょうか。

(河村和登議長)

今、徳山という名前について、歴史等いろいろなことを含めて、市民の要望も含めて、将来も徳山という名前が残るように御発言をいただいておりますけれども、できる範囲でいいですか、周南市っていうのはもうお決めをいただいたわけですから、周南市で徳山という名前を最大限残せるような形で、歴史も含めて取り組みをさせていただくということで、今の発言をもとにどういう形がいいかというのを、また専門の方たちで検討させてみたいと、このように思います。いいですかね。はい、どうぞ、児玉委員さん。

(児玉研一委員)

1点ほど事務局の方にお尋ねしたいと思えますが、協定決議の日程ですが、当初10月の中ごろまでというふうに聞いておりました。このことについては、多分会長さんの方からも、そういう日程については言葉があったと思っておりますが、今12月の定例議会までに何とかというお話がございましたが、この延ばす理由があればお聞きしておきたいと思えます。

(河村和登議長)

「慣行の取扱い」についてでございますけれども、中身的には市章とか市民憲章、市民歌あるいは市の花、木、あるいは都市宣言等々があるわけでございますけれども、これらにつきましては「新市において調整する」という提案でございます。何か皆さん方の方で。はい、宮崎委員さん。

(宮崎 進委員)

新南陽市の宮崎でございます。この提案については賛成したいんですけども、ただ一点、市のシンボルである旗ですね、市章と申しますか。これについては、新市において調整するということですが、もし万が一これが壊れるなら別ですけども、平成15年4月21日に発足するとき、何もない殺風景なところでやるのかということになるんじゃないかと思うんですよ。市のいろいろ花とか木とかいうのは新市になって調整してもいいけども、一番シンボルになるものはやっぱり4月21日までには決めておく方がいいんじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

(河村和登議長)

ほかの人の意見もしっかり聞きたいと思っておりますけれども。はい、どうぞ。

(藤井康弘委員)

今、宮崎さんが言われたのはまさにもっともだというふうに思うんですけど、ただ、それでも合併準備作業もかなり切羽詰まってかなり加重的な作業になると思っておりますので、その中で事務的にこの市章の新しいのを、例えば市民に公募して、それから決定するというようなことをやるような余力が事務局にあるかどうかという点がやっぱり問題だと思っております、その辺どうなんでしょうか。

(河村和登議長)

はい、事務局。

(事務局)

今、藤井委員さんの方から、事務局の方にいろいろ御配慮していただいた御発言をいただいたんですけども、やはりこういった市の市章とか、あるいは市民憲章というものは市名と同じように、公募ということも十分に念頭に置かなければいけないというふうに考えておりますので、事務局の立場から申し上げます、これは新市において決めていただければなというのが私どもの気持ちでございます。

以上です。

(河村和登議長)

宮崎委員さん、いいですか。

ほかに何か。皆さん方の方でお気づきの点、御意見がございましたら。はい、どうぞ、林委員さん。

(林 重男委員)

今の市章のことですが、私は今新南陽市の宮崎委員さんが申されましたけれども、新市が誕生したときに他のものとはちがって、いろんな作業上大変だろうと思うんですけど、これはシンボルとしてあるべきじゃないかなというふうに個人的には思っております。

以上でございます。

(河村和登議長)

今、市章について、「慣行の取扱い」の中で御発言をいただいておりますけれども、このこと

につきましてはもう少しお時間をいただきたいと思います。

ですけれども、議案第20号の内容につきましてはお示しのように、「新市において調整する」ということで皆さん方の御賛同をいただきたいと思います。その中で、市章については、また2市2町の首長とも、あるいは事務局とも御相談をさせていただきたいというふうに考えます。ここでちょっと方向ってというのは難しいかなと思いますことから、いいですかね。はい、中村委員さん。

(中村秀昭委員)

今、林さんも言われましたが、やはり合併機運を盛り上げるという意味でも、やはり早目に、例えば公募してやっていくと。事務局の方も大変だろうというのは僕らも十分わかった上での話なんですけど、今出ましたシンボルですから、できたら合併への助走という意味でも、こういうものを公募しますと、かなり子供たちからいろんな方から全国的にも我々のこの合併の情報発信ができると、そういう意味から、できたら4月21日に間に合うように御努力をいただきたいと、こういうことを一応意見として強く言っておきたいと、このように思っています。

(河村和登議長)

ありがとうございました。期日を逆算してみて、300日余りになるかと思いますがけれども、その中ですべての35項目が終わって協定が交わされたという時点から、具体的に今御発言のことも市民の方に、町民の方にお諮りを申し上げながら決めていく段取りをどういうふうに描いたらいいかというのは、ちょっとここですぐ即答できませんことから、もう少しお時間をいただきたいと思います。

それでは、ただ今議題とさせていただいております議案第20号合併協定項目18「慣行の取扱い」については、今、原案のとおり決定させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、きょうの最後の議案でございます。議案第21号合併協定項目20でございます、「地域審議会」についてを議題とさせていただきます。事務局の方から説明をいたします。

(事務局)

それでは、議案第21号「地域審議会」について御説明を申し上げます。議案書では、8ページからになります。議案関係資料では、24ページからでございます。

議案の内容は、合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の各区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を設置することとし、お諮りするものでございます。

地域審議会につきましては、第1回会議におきまして、概要をまとめた説明資料を配付いたしておりますけれども、改めて最初に、設置の目的や役割等について御説明を申し上げます。

議案等関係資料の26ページをご覧くださいというふうに思います。地域審議会は、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前に関係市町間の協議によって旧市町の区域を単位として必要な区域に置くことができるとされており、地域審議会は、新市における関係区域に関する事務について新市の長の諮問に応じて、または必要に応じて意見を述べることとなります。また、新市の長は、新市建設計画を変更しようとするときには、地域審議会が置かれている場合にはその意見を聞かなければならないとされており、次に、地域審議会の設置の手続き等でございますが、地域審議会を設置しようとするときは、合併前の関係市町の間で協議することとされており、合併関係市

町は、設置に当たりまして設置する期間、区域、組織、定数、任期ほか必要な事項をあらかじめ協議で定めておく必要がございます。こうした協議は、関係市町の議会の議決を経て成立することとされております。なお、議決の時期は、合併申請議決すなわち廃置分合の議決にあわせて行うこととなります。また、協議して定めた内容を合併後に変更しようとするときには、新市の条例で定めなければならないとされております。

以上の内容について、右側のページに地域審議会に関する主な法令等をお示ししておりますので、御参照いただけたらというふうに思います。

次に、こうしたことを踏まえ、2市2町の合併による新市の地域審議会の設置について御説明を申し上げます。

議案書の9ページ、別紙の地域審議会の設置に関する協議をご覧いただきたいと思っております。

まず、第1条では、設置について定めておりますが、新市においては合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の各区域ごとに、それぞれの区域を対象とする地域審議会を置くものとしております。考え方としましては、新市の均衡ある発展を図るとともに、新市全域で新市建設計画の進捗状況等を見守り、計画に基づく諸事業等を推進するとした観点から、区域の大小、人口の多寡にかかわらず2市2町のすべての区域に設置するものであります。

次に、第2条で、設置期間を定めておりますが、地域審議会の設置期間は新市建設計画の計画期間に配慮し、これと同等の10年間としまして、平成15年4月21日から平成25年3月31日までといたしております。

次に、第3条では、所掌事務について定めております。合併特例法に基づく法定事項として、新市の長の諮問に応じて審議し、答申するものを、第1項第1号で新市建設計画の変更に関する事項、同項第2号で新市建設計画の進捗状況に関する事項、同じく第3号で新市の基本構想の作成及び変更に関する事項、同じく第4号でその他新市の長が必要と認める事項としてそれぞれ定めております。また、第2項では、地域審議会が必要と認める事項について審議をし、新市の長に意見を述べる事ができるとしてあります。

次に、第4条の組織でございますが、地域審議会は委員15名以内で組織するとしてあります。この人数については、十分な審議、協議ができるよう、少なからず多からずということで他市の事例等を参考にいたしております。委員につきましては、当該区域に住所を有する者として、公共団体等を代表する者、学識経験者、公募による者から新市の長が任命することといたしております。この任命については、地域審議会が新市の長の附属機関でありますことから、任命権者が新市の長となるものでございます。

次に、第5条では、任期について定めてあります。委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることといたしております。また、第2項で、委員の再任は妨げないものとしてありまして、同一の方が継続して委員を務めることも可能といたしております。

次に、第6条でございますが、会長及び副会長について定めてあります。地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めるといたしております。また、第2項で、会長は会務を総理し、地域審議会を代表するとし、第3項で副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理するとしてあります。

次に、第7条でございますが、会議について定めてあります。会議は、新市の長が召集するとしてあります。会議の召集を新市の長とすることは、先ほど申し上げました地域審議会が新市の長の附属機関であること、さらには出務報酬、旅費等の支払いは新市の長が行うこと、また公務災害の対応等を配慮いたしましたものでございます。また、第3項で、会議は毎年度開催するとしてありますが、この考えは年度ごとに少なくとも1回以上は会議を開かねばならないとするものでございます。また、本条では、各項で会議の開催や運営に必要な事項を定めてありますが、地域審議会の自主・自立性を確保するため、第2項で委員による会議開催請求

を可能とするとともに、第5項で会長が議事進行を行うこととしております。

次に、第8条の庶務でございますが、地域審議会の役割等が新市建設計画や新市の基本構想等はもとより各地域の実情に配慮することが重要になりますことから、庶務は新市の本庁及び各総合支所において処理することとしております。

最後に第9条で雑則を定めておりますが、地域審議会の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は会長が地域審議会に諮って定めるとしてありまして、審議会の裁量に委ねるものとしたしております。

なお、去る17日に開催されました幹事会におきまして、第1条の文中に根拠法令として地方自治法に基づく旨も挿入してはどうかという御提案をいただきまして、山口県などとも協議をいたしました。この結果、もとより当該審議会は地方自治法に基づくものでございますけれども、直接の設置根拠法令である市町村の合併の特例に関する法律だけで、あえて地方自治法について記述する必要はないということではございましたので、他の先例都市と同様に現行どおりとさせていただきたいと存じます。また、幹事会では今後の取扱いに関する御質問がございまして、本協議の内容は、合併後、新市長職務執行者の専決処分によりまして、条例として定めていく考え方を申し上げておりますが、地域審議会の設置については、合併前の各市町議会の議決を経て告示を行うことで条例と同様の効力を有しますことから、別途あらためて条例として制定する必要はないということではございましたので、今後はそのような方向で対応させていただきたいと存じます。

以上、議案第21号の御提案を申しましたが、よろしく御審議をいただき御決定をくださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

(河村和登議長)

議案第21号として、今、御説明申し上げましたけれども、合併協定項目20「地域審議会」を設置することについて説明を申し上げます。何か、皆さん方の方で御質問、御意見が。はい、一原委員さん。

(一原英樹委員)

鹿野の一原ですが、前回申し上げましたが、今回の2市2町の合併協議会に「地域審議会」の協定項目が加わったこと、周辺部である私たち鹿野町にとっても大変大きな安心であります。今後、新市建設計画を実施するに当たり、各自治体間の均衡ある発展のためにもこの地域審議会が必要と考えます。

1つ、御質問でありますけれども、3条の2項の中に地域審議会は必要と認める事項について審議し、新市の長に意見を述べるができる、こういうふうに書いてあります。ぜひ意見を述べっ放しではなく、尊重していただくようにひとつ御配慮いただきたいと思います、いかがでしょう。

(河村和登議長)

今、御指摘のとおりになると思っておりますし、そのために、新市建設計画も含めましてしっかり均衡ある発展のために、皆さん方が日ごろ思っていることも含めて、町民の方、市民の方の不安を取り除いていくようになるかと思えます。

今、御指摘のように、そういう方向に持っていくようになるかと思えます。はい、どうぞ、藤井委員さん。

(藤井康弘委員)

この「地域審議会」については、3市2町のときにはなくて、2市2町の合併協になって新しく出た議案ということで、徳山市の特別委員会の方でかなり議論が出まして、一応紹介して

おかないと私も帰っていきめられますので。

これについて、少数意見として地域審議会の権限があいまいではないかということと、それから設置期間が10年と限られているという点。それから人口の多寡にかかわらず旧市町に1つずつという法令上の制限があるので、どうしても完全なものできないというような理由から、合併によるデメリットを十分カバーすることが期待できないので設置は不要ではないかというような少数意見もあったんですけども、大方の意見としては、まず、地域審議会について徳山市を念頭に置くとその必要性といったものが必ずしも明確には描けないということもあるんですけども、他市町の方で設置を希望しているということであれば、それはもう最大限尊重すべきであると。そして設置する以上、この合併は2市2町の対等合併であるから、当然徳山市にも他市町と同様に設置すべきであるという意見、それから新市の面積の広さを考えるとやっぱりこういう地域審議会というような必要性はもうまちがない、であるから設置を前提にむしろ地域審議会がいかにか有効に役割を果たせるかという点について、むしろ十分協議すべきであるというような意見が出まして、大方の意見とすれば設置に賛成するということでした。

それで、なお意見として、地域審議会の設置自体には全く異論はないけれども、地域審議会の新市での役割とか考えると、どうしても財政状況が多少苦しくても新市建設計画を必ず完全に実現していくべきだというふうな形で、政治的外圧がかかる方向で作用することは恐らく十分予想できる場所であるので、他方では新市の財政運営の健全というのも一つの要請としてあるので、それも考慮すればバランス的に地域審議会の設置とあわせて、新市において行財政改革の審議会というようなものもあわせて設置する方向で検討すべきではないかというような意見がありました。

それから、これはちょっと細かい意見なんですけれども、この協議書の4条の委員の任命についてですけど、これについて男女共同参画社会実現という観点から、女性委員の比率が一定になるように新市の市長の任命権を規制をすべきではないかという意見がありました。それからもう一つ、同じく第5条の任期について委員の再任は妨げないとするというのがあるので、これで事実上同一委員が10年間やるようなことになることが十分考えられるので、これについて一定の歯どめをかけるべきではないかというような意見もありました。ただ、これについては、男女共同参画社会の実現という観点から、この地域審議会に限らず各審議会に女性委員を積極的に登用すべきかどうかということは、これは新市の市長の政治判断の問題であって、合併協議会で地域審議会の設置の議案を協議するところで、その点について、女性委員の比率とかいうようなことについて規制を加えるのは合併協議会の役割としては少し外れているのではないかと意見もありましたし、また委員の任期についても、委員の中にはやっぱり人格、識見が優れて10年間という長期的スパンで地域審議会の議論を十分リードして行ってほしいという人材もいるだろうから、そういう点を考えればこの規定どおりでいいという、そういう意見もありましたことをつけ加えておきます。

以上です。

(河村和登議長)

ほかに。はい、清永委員さん。

(清永一彦委員)

清永でございます。非常に、むしろ個人的な具体的な問題になるかと思いますが、ひ問題にな会 x - 恐 i i , ネ * イ * . ど議会の議論を敏議会ど | がある 、から、そし ネ * イ * 全W問題にな森

ながってるぞ」と、こんな論議をすることがございます。例えば、地域審議会もですが、いわゆる旧市町でと。それで、今我々徳山の西部は、いわゆる西部なりに3地区がいろんな意味で連携をとってきております。これは、言葉は悪いんですが、やはり若干離れてるんで、我々3地区が連携とりながらやはりやっていこうではないかというような意味を含めまして、連携をとっているんなことをやってるわけですが、合併すると、これは私個人のなんですが、認識的には福川が一番近いんです。西部3地区から見れば福川が一番近い。恐らく校区も、中学校区も小学校区も恐らく今度はかなりごちゃまぜになるんじゃないか。そうしますと、総合支所的に言えば我々は恐らく新南陽総合支所、いろんな行政サービスなり、あるいは行政との手続きっていうのも恐らくそういうことに、地域の利便性からいけばなるんではなかろうかなっていう認識があるわけですね。

そのときに、例えばこの地域審議会も10年も、あるいは今まで話がありましたように、ただ合併問題じゃなく今後の市政についてのいろんな意見の場所になるかもしれません。そうなると、ずうっと地域区割りで行くのか、あるいは旧市町で行くのかということになると、若干意味がちがってくるのかなと。我々としては、むしろ地理的に、交通の利便性、いろんなことを考えれば、新市になれば恐らく新南陽総合支所というのが身近な行政に、行政区っていうのはないんでしょうが、なるのかなあとこうイメージも持ってますから、その辺は今後の中で少し検討して見ていただきたいなという感じがいたします。

(河村和登議長)

ありがとうございました。新市が誕生して地域審議会のあり方について、今御指摘がございましたけれども、新市が誕生した後、今御指摘のことも含めてしっかり協議していただくことになろうかと思えます。

ほかに。はい、どうぞ、中村委員さん。

(中村秀昭委員)

この議案の本旨は、十分わかります。ここで、4条の2項に委員は当該区域に住所を有する者と、こうくくられておるわけですね。この趣旨は、各2市2町の地域の歴史・文化、そういったものを大事にしながら、もって全市の振興を図ると。やっぱりここまで行かんと、単なる地域の声を届けたよということでは結果的にはエゴということになるんじゃないかと。したがって、やっぱりそういった意見を積み上げて周南市全体の民力度といいますか、地域力を上げていくと。そういう意味から考えましたら、私はやはりこの15名の中に若干委員をふやしても、例えば山口県全体からこの周南市を見てくれる、そして意見を言ってもらえる、そういう方がいないと単なるこじんまりした会合に終わって、我が地域さえよけりゃいいよと、極論すれば。そういう形になると本来の地域振興にならないんじゃないかと。いつも、そういうように私は思って活動もしとるわけですけどね。趣旨は、十分わかっておりますが、この運用をまちがえると、何か地域代表で自分たちの意見がこれに書いてあるからもうよそのことはいいやと、こういうことだけでは、本来の地域振興にならないんじゃないかと。

したがって、先ほど言いましたように山口県全体なり日本全体からみてこの周南はどうあるべきかという、そういったやっぱり意見を言えるような方も僕は1名ぐらいは最低限入れるべきではないかという意見を持っておりますが、いかがでございましょうか。

(河村和登議長)

組織の第4条の中に、学識経験者あるいは公募による者というふうにありますけれども、今御指摘の点、あるいはまたその任期につきましても、5条の中で委員の任期は2年とするというふうになっておりますことから、今御指摘の点も含めた、そういう委員の選考になるようにこれから努めていくべきだと、そのように思います。いいですかね。はい、どうぞ。

(兼重 元委員)

私も、地域審議会の設置については、基本的に賛成をいたします。ただ、中村委員が言われましたように、これが地域のエゴに用いられる場合が多分にあるんじゃないかならうかという心配もあります。

そこで、新市の具体的な構築を速やかに進める上で、これがそれぞれ信頼と節度といいますか、ここに基づいて、この地域審議会が機能すべきであろうと思っております。

ですから、この地域審議会が運用をまちがえますとブレーキがかかってしまう。総合的に一体的な新市の構築そのもの、建設そのものにブレーキがかかるんじゃないかならうかと、こういう懸念もいたしておりますから、どうぞその辺のところの認識をきちっと新市の誕生時点で、基本的な認識ということで合意をしていく上で、私はこの地域審議会が本来の趣旨、目的にかなう運用がされるようにと思っております。

以上。

(河村和登議長)

きょうのこの今の議案に関して、今委員お2人の方から地域審議会のあり方について、委員のあるべき姿について御指摘がございましたけれども、今後、この地域審議会は各自自治体で設置すると。新市誕生までに議会で議論していただくことにならうかと思っておりますけれども、きょうのこの発言がありましたことも含めて、首長あるいは議員の皆さん方も念頭に置いて取り組んでいただけたら大変ありがたいと、このように思います。いいですかね。

ただ今、議題とさせていただいております議案第21号合併協定項目20でございます、「地域審議会」につきましては、原案のとおり決定をすることとさせていただきます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。そのように決定させていただきます。

以上で、きょう用意いたしました議案につきましては審議を終えたわけでございますけれども、何か皆さん方の方で御意見等がございましたら遠慮なく御発言、はい、福田委員さん、どうぞ。

(福田文治委員)

ケーブルテレビジョンの方をお願いなんです、その他の項ということで、今月の8日に第1回目をやった放映がきのうかおとつい流れてきたわけです。民間、NHKさんあたりが、きょう恐らく6時ぐらいのローカルニュースできょうの法定協議会が流れると思いますが、タイムリーにですね、余り時間をだらだら延ばして放映するというののないように、番組編成の担当の方に、あすかあさってぐらいには協議会の内容を流していただくというようにお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(河村和登議長)

はい、いいですか。兼重委員さん、何か。

(兼重 元委員)

最初の会議にも申し上げましたが、私たち2市2町は明年4月21日に新市の誕生をめざしてこうしてそろって協議をしておるわけでありまして。当然、2市2町に関係する皆さん方も非常に注目しておられるだろうと思っております。そこで、審議をスピードアップする、中身を充実するという意味で、日程についてはしっかりと前段にこの辺を決めていただいて、その審議の実を上げるということを前回提案をいたしました。

今回もまた、再度強くまた私の思いを皆さん方に聞いていただきたい。それは、2市2町、熊毛町を含めて運命共同体であるという思いに立って、信頼と節度ということでぜひともこの協議がスムーズに行き、晴れて4月21日を迎えるということでもあります。

熊毛町の問題は、熊毛町のみの問題ではない。まさに、一つ体の中に、足の裏にすい針が立ったような状態ではないのかと。さらに、腐ったくぎが立ってしまったような状態、放っておくと破傷風になってしまう。2市2町全体の合併そのものが破綻するやも知れないと。危機的状況という認識を私自身は持っておるんです。ですから、これは熊毛町の皆さんにもしっかりと、住民の皆さんにも御理解していただきたい。少数意見の尊重だなんぞ言うて、はなから受け入れる妥協の余地のないような不毛の争いということをされればされるほど、我々2市2町の痛みは大きくなるわけです。

そういう意味では、ぜひとも今解散の問題も出ておりますが、これらも含めて、私たち全体の痛みとしてとらえるべきではなからうかと思っております。そういう意味では、この協議をしっかりと充実させる、かつスピーディにやると、これが私は必要じゃなからうかと思っております。具体的なスケジュールもわかっておりますから、そうした危機意識を持つ、いわゆるモチベーション、この辺をしっかりとぎって、この合併協議というものに皆さん臨んでいただきたいし、関係住民の皆さんにもしっかりと私は知っていただきたい。

そして、相呼応をしながら、この協議というものが本当に充実して合併が成就するようにと願っとるんです。そういうことで、前置きが長くなりましたが、7月に2回と言わず3回でも結構、あるいは3時間と言わずに5時間でも結構。とにかく、協議の内容をしっかりと充実させる。これが必要じゃないかと思っております。

そういう意味では、再度お尋ねいたしますが、こうした私なりの思いをどのように会長は考えておられるか、皆さんもどのように考えておられるか、その辺のところを皆さんと一致して、この難局に本当に取り組んで見事成就させたいと、こう思っております。いかがでございましょうか。

(河村和登議長)

ありがとうございました。はい、どうぞ。

(田村勇一議員)

徳山の田村でございますが、今、兼重議長と全く同意見なんですが、今、全国で3,218の自治体があるわけですが、その中でも約2,200、約7割の自治体がもう既に合併に取り組んでおる状況です。

県内においても、もうあちらこちらから合併についての論議がされております。そういう背景の中で、3市2町で法定協を立ち上げてもう3年を経過して、それが残念なことになったわけですが、2市2町で先行合併ということに今踏み入れとるわけですが、これを一日も早く短期間のうちにこの法定協の協議を、協議そのものは十分に先ほど兼重委員が言われるように検討しなければなりません、もうとにかく精力的なスケジュールでやっていって、来年の4月21日の目標に向かって、全力で取り組むぐらいの気持ちで私たちも臨んでおります。ぜひとも、その要望を汲み入れていただいて、事務局の方は大変だと思っておりますが、私たちと一緒にその目標に向かって進もうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

(河村和登議長)

ありがとうございました。両市の議長さんから、私の方にも御要望等もいただいたわけでありませぬ、2市2町の首長が今の御意見も踏まえまして、いかに中身を市民の方にも住民の方にも御理解をいただきながら、来年の新市を発足させるためにということで頑張っております、精力的にこれからも取り組みをさせていただきたいと考えております。

なお、次回の開催日につきましては、7月13日を予定しております、これは場所がなかなかとれないということで大変申しわけありませんけれども、周南地域地場産業振興センターをお借りしております、7月13日の午前10時から開催を予定しております。皆さん方、それぞれ大変お忙しい身でありますけれども、ぜひ御出席をいただきますようお願いをしたいと思います。

なお、7月には、次回が第3回目ですけれども、第4回目は7月29日、月曜日になりますけれども予定しております、第5回目が8月10日、第6回目が8月24日ということで土曜日になります。場所も、例えば新南陽市とか熊毛町とか鹿野町とか、場所を当たって使わせていただきたいと、そういうことも考えておりますので、そのときにはまた、皆さん方にもお力添えをいただきたいと思います。

なお、今御指摘のように、一応こういう予定をしておりますけれども、内容的には繰り上げでということに、精力的になるかもわかりませんし、またその方で取り組みをさせていただいたらと考えておりますことから、委員の皆さん方には大変御迷惑かけますけれども、御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

はい、どうぞ。

(藤村周介委員)

新南陽の藤村でございます。協議事項も30数項目ありまして、とんとん拍子で進めていかなければいけないんでしょうが、やはり市民にとって一番興味のあるところっていうのは、新市建設計画であろうと思います。

前回の協議会においても、いつごろ出るのかという質問があったかと思いますが、できるだけ早くということであったわけですが、実際、新市建設計画の部分に、より具体的に協議を進めていくということが非常に重要だろうと思いますので、私としてもできるだけ早くといいますが、実際、市民の方から「いつごろ新市建設計画が出るのか」と、または「3市2町で話し合った内容がただ縮小版のものになるのか、それとも新たなアイデアを新市建設計画の中に組み入れることができるのか」とか、そういった声が実際にあります。ですから、できるだけ早くといいますが、この協議会の中に協議・審議としてかけていただきたいということでございます。

それと、前回三浦委員が言われましたカウントダウンですね、それから市民へどう伝えていくかという、こういうことについても前回の回答というのがきょうなされてないわけですから、できましたらカウントダウンにつきましても、市民に広く伝えていく上でも何か早い御決断をしていただきたいなというように思います。

以上です。

(河村和登議長)

大変大事な御発言でございまして、新市建設計画、これは財政計画とも兼ね合ってきますけれども、できるだけ早く出して、しっかり時間をかけてみんなで議論しながら、また新しい案もその中で活かしながら、すばらしいものにつくり上げていかないといけない。そのように思っております。

このことにつきましては、2市2町の首長会議を近々やるようになっております、その中で大いに議論をさせていただきながら、皆さん方に早く提案をできるように。今の予定ですと、第4回目ぐらいから出せる。次の次からは、新市建設計画を御提案できるのではないかなと、事務局で今しっかり練らしている環境にあります。その中で、今御指摘の中身については、この場で皆さん方が委員さんですから、ここで新市建設計画を決め上げていくこともありますことから、遠慮なく日ごろ熱い思いを持っておられるかと思いますが、御発言をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。はい、どうぞ。

(三浦義孝委員)

個人的な感想を述べて失礼ですが、私、きょうの会議で一番感動してよかったと思うのは、新南陽の兼重委員と徳山の和田委員がおっしゃった「徳山」という地名でございます。私は、前回のときに小委員会の委員長を仰せつかりましたので、4回やりまして、毎回必ず全員の方、20名の方に一言ずつ必ず言ってもらいました。その中にやっぱり根強いものは、徳山市っていうのが大変強かったわけですが、結果的には全体会議の場で、多分徳山市議会議員の大変大きい見方からの賛同の声が出ましたので、大方の賛同になったというように私は思いますが、今おっしゃったようにぜひ検討されるはずですが、徳山市の今の市役所の所在地が、例えばの案ですが、岐山通りですけど、あそこを周南市徳山1丁目1番1号でもいいし、あるいは徳山駅周辺にはリトル東京も2つもあります。したがって、ぜひあのあたりを周南市徳山1丁目にするか、いずれにしろぜひこの「徳山」という地名を大きい見方のところに置いていただいて前向きに検討していただきますようお願いをいたしたいと思います。

それからもう1つ、事務局にお願いしたいのは、電話の局番であります。こういうのは準備していきますけど、私はぜひ局番が「0833」と「0834」でなしに、必ず合併の日に、これN T Tの判断になると思うんですが、そのあたりがどうなるのかも御検討をしていただくように、お願いをいたしたいと思います。

以上です。

(河村和登議長)

貴重な御意見としていただいておきたいと思います。はい、どうぞ。

(田村勇一委員)

これから、4回の法定協の会議が実施されるんですが、ちょっと雑談になるかもわかりませんが、土曜日が3回ありますが、今から暑くなりますので背広を脱いで普段着で語り合うのも僕はいいんじゃないかと。市民の方も気楽に来ていただいて話を聞いていただく雰囲気づくりも、会長さんがよく言われる「和やかなうちに会をやろう」と言われましたけど、ぜひとも皆さん方で協力し合って、普段着で語り合えるときもあってもいいんじゃないかというふうに思いますので、皆さん方と御協力しながらやっていきたいというふうに思います。

それから、会議を私は1日かけての会議を、回数を増やすのもあれなんですけど、会議を1日かけてもやるぐらいの精力的な会議にしていきたいと思います。個人的な要望でございます。よろしくお願いします。

(河村和登議長)

ありがとうございます。はい、どうぞ。

(児玉研一委員)

きょう第2回目でございます。第1回るときも大変熊毛町のことをご心配いただきましてありがとうございます。第2回につきましてもご心配いただいております。私どもも皆さんご承知のとおり2市2町によります推進大会、各市町の議長さんをはじめ議員の皆様方に応援していただきまして盛大に開催できました。今後も私ども議員として、議会として、責務を遂行するための責任として、一生懸命頑張りたいと思っております。兼重委員が言われますように、信頼と節度をもって、私どもも議会の中で進めてまいりたいと、不退転の気持ちで前に向かって進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

(河村和登議長)

はい、中村委員さん。

(中村秀昭委員)

その他の項ですね。それで一点は、さっき藤村委員が言われたPRの方法。PRの方法について回答がなかったんで、せっかくなので、私も前にちょっと言ったんですが一つよろしくをお願いします。

それから、私は個人的には酒はやめているんですが、その他の項ということで言いますが、今、田村委員からもフランクな話が出たんで、ある時期がきたら夏ではあるし、皆が会費を出して、立食でもいいからそういう和やかな場をつくりながら、その中でやっていくというのが日本人としてのアイデンティティではないかと思うんです。いつもかつもネクタイをして背広を着ると、どうも難しい話をせんと馬鹿なような感じに見られてはいけんということで、あえて難しい話をするんです。今までなかったかと思うんですが、ちょうどいい時期ですから、仮に30分でも1時間でも、皆が和やかに拍手でもしたり、あの時は言い過ぎたのと、そういう場も会長さんひとつつくれたらと思います。我々も青年団時代は、会合が主か飲む方が主かと、考えてみたら飲んで決めた方がよかったような気が多々、河村会長さんともあったし、また一原さんともあったような気がするんですが、うちの兼重議長ともあったわけですが、そういう場をもたれたらいいんじゃないかなということを一応提言をしておきたいと思うのですが、皆さん方の御協力をお願い申し上げます。

(河村和登議長)

いろいろ御意見、PRの仕方、この会のあり方等についてお寄せいただきましたけれども、それが活かせるように、2市2町の首長会議でも話しをさせていただけたらと思います。

きょうは、これをもって会議を閉じさせていただきます。皆さんの御協力心から感謝いたします。ありがとうございました。

〔午後4時05分閉会〕

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長（議長） 河 村 和 登

署 名 委 員 黒 神 公 直

署 名 委 員 兼 重 元

署 名 委 員 児 玉 研 一

署 名 委 員 一 原 英 樹